日野市後援等名義使用承認事務取扱要綱

令和3年4月1日制定

日野市後援等名義使用承認事務取扱要綱(昭和 63 年 4 月 1 日制定)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、日野市(以下「市」という。)の後援等の名義使用承認(以下「名 義使用承認」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、事務執行の適正を図 ることを目的とする。

(決定区分)

- 第2条 名義使用承認は、必要に応じ関係部課長の合議を経て、市長が決定する。 (名義使用承認の基準)
- 第3条 名義使用承認の基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要と 認める場合は、この限りでない。
- (1) 事業の主催者(以下「主催団体等」という。)が、次のアからエまでのいずれかに 該当するものであること。
 - ア 官公庁及びこれに準ずる団体
 - イ 学校及び学校の連合体
 - ウ 公益法人及びこれに準ずる団体
 - エ 民間の企業又は団体
- (2) 事業の内容が、次のアからエまでに掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - ア 市の行政運営に関する方針及び施策に反しないこと。
 - イ 市民の教育及び文化の向上、市民福祉に寄与する等の公益性を有し、かつ、政治 活動又は宗教活動として行われるものでないこと。
 - ウ 入場料、出品料及び参加料の徴収、作品の販売その他経費徴収が営利を目的とするものでないこと。
 - エ 広く一般に開放されるものであること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次のア及びイに掲げる要件を満たすものであること。 ア 開催及び開設の場所の公衆衛生及び災害防止について、十分な措置が講ぜられて いること。
 - イ 過去にこの要綱による名義使用承認を受けている場合、事業実績報告書の義務を 履行し、名義使用承認の取消しを受けていないもの。

(名義使用の申請)

第4条 名義使用承認を受けようとする主催団体等(以下「申請者」という。)は、原則

として事業開始1カ月前までに、次に掲げる書類を添えて、日野市後援等名義使用申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業予算書
- (3) 団体等の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(申請の承認)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第3条に 掲げる基準を満たしていると認めるときは、申請者に日野市後援等名義使用承認通知 書(第2号様式)を交付するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により承認を行う場合において、必要に応じて、次に掲げる条件を付すことができる。
 - (1) パンフレット、ポスターその他印刷物等に後援等の旨を表示するときは、事前に その内容を提出すること。
 - (2) 事業の実施に当たっては、事故防止等に十分な措置を講ずるよう主催団体等において配慮すること。
 - (3) 事業を有料で実施するときは、その事業の運営費に係る実費相当額のみを徴収して行うこと。
- 3 市長は、第1項に規定する審査の結果、名義使用を承認しないときは、申請者に日 野市後援等名義使用不承認通知書(第3号様式)を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第1項の規定により名義使用を承認されたもの(以下「被承認者」という。)は、事業が終了したときは、1カ月以内に日野市後援等名義使用実績報告書(第4号様式)に決算報告書を添えて市長に提出しなければならない。

(申請事項の変更)

第7条 被承認者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに日野市後援等名義使用承認事項変更届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(名義使用の取消し)

- 第8条 市長は、被承認者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、名義使 用承認の取消しを行うものとする。
 - (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
 - (2) 第3条の基準に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、後援等の名義使用にふさわしくないと認められる 行為があったとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の日野市後援等名義使用承認事務取扱 要綱によりなされた名義使用承認は、この要綱による改正後の日野市後援等名義使用 承認事務取扱要綱に基づきなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第1号様式から第3号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

日野市後援等名義使用申請書

年 月 日

(あて先) 日野市長

申請者

下記のとおり、事業を実施いたしますので、日野市の名義使用について承認くださるよう 申請いたします。なお、名義使用については、承認の条件を遵守いたします。

記

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 実施日時(期間)
- 4 実施場所
- 5 事業内容
- 6 名義使用の公表の有無(いずれかに○印)

有 · 無

7 経費等の徴収(いずれかに○印)

有料 • 無料

8 他団体への後援申請の有無(いずれかに○印)

有 ・ 無

- 9 その他添付するもの
 - ・事業計画書 ・事業予算書 ・その他 (団体等の規約等)

 第
 号

 年
 月

 日

様

日野市長

日野市後援等名義使用承認通知書

年 月 日付で申請のあった日野市後援等名義使用については、下記の 条件で承認いたします。

記

1 事業名	
2 承認事項	
3 期 間	
4 条 件	

 第
 号

 年
 月

 日

様

日野市長

日野市後援等名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった日野市後援等名義使用については、日野市後援等名義使用承認事務取扱要綱第3条の基準に該当しませんので、承認できません。

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、日野市長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、日野市を被告として(訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

日野市後援等名義使用実績報告書

年 月 日

(あて先) 日野市長

申請者

事業名									
実施期日	日間)	年	月	日	~	年	月	日	(延
会場									
使用の名義									
他の後援等団体 名									
参加人員									
事業内容 (結果等)									
その他									

※別途、決算報告書を添付してください。

日野市後援等名義使用承認事項変更届

月	日
	月

(あて先) 日野市長

申請者

年 月 日付けで日野市事業後援の承認を受けた次の事業について、申請内容の変更等がありましたので届け出ます。

事業名		
開催日時		

いずれかに〇をしてください。

1 申請内容を変更します。

内 容	変更前	変更後	理由

2 承認取り消し申請します。

理由			